

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	外務省
ご意見をいただく事項	第2 1.(1) 被告適格
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>多くの場合、行政処分や裁決が先行するであろうから、当該処分行政庁が何人であるかは通常明らかであると思われる。また、当該処分行政庁でなく国を被告として良いとすると、処分権者と被告が区々となり、責任行政の観点から問題が生じるのではないかと考える。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>当該処分行政庁に被告適格を認める従来の考えは、行政の一貫性や行政紛争解決の効率性確保に資していると考えるが、国又は地方公共団体を被告とする訴訟形態を広く導入することとなれば、政治的な不満が法的紛争の形をとって争われるようになるのではないかと懸念される。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	外務省
ご意見をいただく事項	(2) 行政訴訟管轄裁判所の拡大
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度 管轄裁判所が、原告の住所を基準に定められる場合には、地方支分部局を有しない外務省については、訴訟の対応のための人的、物的負担が著しく増大することから、問題があると考えている。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項 上述の問題があり、原告の住所を基準とした行政訴訟の裁判管轄の拡大を行う場合は、検討事項A案に止めることが適切と考える。</p> <p>国の行政官庁の規模、組織は多様であるので、原告の住所地が裁判管轄の基準とされる場合にも、個々の行政官庁の事情を考慮することが適切と思われる。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	外務省
ご意見をいただく事項	1(3) 出訴期間の教示 5(5) 出訴期間の延長
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>旅券発給処分に係る争訟について言えば、出訴期間の教示は経験上全く不要と考えている。(当初から、訴訟を念頭に置いた事案が多い。)</p> <p>出訴期間については、現行の「処分を知った日から3箇月以内」の期間で充分と考えており、より長期の期間に延長することは、行政処分の法的安定性の観点から問題があると考えている。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>出訴期間の教示を法律上規定する必要性はないと考えている。</p> <p>出訴期間の延長については、上記の理由から問題があると考えている。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	外務省
ご意見をいただく事項	3 本案判決前の仮救済制度 4(2) 行政処分の差止め
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>旅券の発給について言えば、一定の期日までに当該処分についての最終的法的判断が得られない場合に当該個人が不利益を受ける可能性があることは否定できないが、他方で、一旦仮の救済が認められることとすれば、犯罪人が国外に逃亡するというような、回復不能な結果、事態を招く危険があるので、慎重に対応する必要があると考えている。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>本案判決前の仮救済制度については、上述のような問題があるので、導入する場合は、仮の救済による結果が事後的にも回復可能なものに限定することが必要と考える。</p> <p>また、仮の救済の制度が個人の権利の適時の救済を目的としているのであれば、場合によっては、一定の範囲の資料を基に、一定の時期までに判決を行うような種類の訴訟形態の構築が考えられるのではないか。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	外務省
ご意見をいただく事項	6(1) 原告適格の拡大 6(2) 自己の法律上の利益に無関係な違法の主張制限
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>個人の権利の救済に縛られることなく、原告適格を一般的に拡大することとなれば、必ずしも法的紛争でないものも訴訟で争うという結果をもたらし、いたずらに訴訟を増大させ、行政効率の阻害を招くおそれがあるので、慎重に対応する必要があると考える。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>自己の法律上の利益に無関係に、当該行政行為の法適合性についての裁判所の審判を求めうとした場合、当該行政行為の当事者と関係なく行政府と司法府の二重の判断の対象となるので、効率性が損なわれるおそれがある他、第三者が次々に異なる理由で当該行政行為の違法性を主張すると法的安定性が著しく損なわれると考えられる。</p> <p>更に、団体訴訟として、地域住民等の集団に当事者性が認められることとなると、場合によっては、政府系金融機関の外国政府への資金融資に関連して、環境を理由とした訴訟の提起が増加することも懸念される。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	外務省
ご意見をいただく事項	8 費用負担 (1) 訴訟手数料の軽減
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>個人の権利救済を拡大するために、訴訟手数料の引下げを行うことが考えられるものの、その額によっては、自ら訴訟を提起して裁判で争うに値する程度の利益のない紛争も含まれるおそれがあり、慎重に対応する必要がある。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>訴訟手数料の引下げに当たっては、裁判所等の貴重な資源の有効活用を阻害しないよう、裁判で争うのに適した程度の法的利益を持つ紛争に限られるよう金額を設定する必要があると思われる。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	外務省
ご意見をいただく事項	8 費用負担 (2) 弁護士報酬の敗訴者負担の不導入 片面的敗訴者負担制度の導入
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>行政訴訟の利用可能性を拡大させる観点から、訴訟手数料の軽減を行うことは有益な面もあると思われるが、弁護士報酬の負担可能性のみを減少させるのは、敗訴の場合の経費負担の危険を減少させるだけであり、結局、勝訴の見込みのない訴訟を増大させることになるおそれがあるので、慎重に検討するべきと考える。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>行政事件と言ってもその内容等は多種多様であるので、費用負担についても、個別事案毎に判断することが適切であると考えます。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	外務省
ご意見をいただく事項	7(1) 主張・立証責任を行政に負担させること
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>主張・立証責任を行政に負担させるとすると、ある処分の効果を争う者は、その処分が違法である点さえ主張すれば、行政側で適法性について主張・立証しなければならなくなるので、いたずらに無用な訴訟を触発することとなる危険がある。また、行政訴訟においてこのような不利益が設定されると、事務処理の複雑化を招き、行政の効率的な執行を確保することが困難になる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>行政庁が適法性の立証に失敗した場合は、その処分は適法でない、即ち、違法であるとされることになると、行政行為の法的安定性が著しく害されるのではないか。</p> <p>なお、外務省の場合、必要な訴訟資料の提供について、外国政府の了解を得ることが必要な場合もあり、立証責任が転換されると、更に不利な扱いを受けることが懸念される。</p>	